

手順書:創傷管理関連

19. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血流のない壊死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や滲出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徴候の有無等)、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ(剪刀)、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

関節、会陰部、顔以外の部位に発生した褥瘡
壊死組織に血流が認められない褥瘡
感染徴候が認められない褥瘡

以上がすべてが認められる場合

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 以下のいずれにも該当する場合
- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- 出血傾向がない

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

【診療の補助内容】

褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
(壊死組織除去・創部洗浄)

担当医師に直接連絡し指示をもらう

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 全身状態が良好
 - 褥瘡及び創傷の部位
 - 褥瘡状態 (DESIGN-R2020 で評価)
 - 出血の有無
- 上記のどれか一項目でも満たさない場合には担当医に連絡

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話、またはPHS等に直接連絡
2. 診療記録への記載